

宮城県民間資金等活用事業検討委員会の運営について

1 宮城県民間資金等活用事業検討委員会運営要領について

宮城県民間資金等活用事業検討委員会運営要領（案）

宮城県民間資金等活用事業検討委員会
平成31年2月6日委員会決定

（目的）

第1 これは、民間資金等活用事業検討委員会条例（平成19年宮城県条例第14号）第7条の規定に基づき、委員会の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（所掌事務）

第2 委員会は、次に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

（1）事業推進に関する事項

- イ 実施方針に関すること
- ロ 特定事業の選定及びVFMの検証に関すること
- ハ 募集要項、要求水準書、契約書等に関すること
- ニ その他事業に関し必要な事項

（2）事業者の選定に関する事項

- イ 事業者選定方式に関すること
- ロ 事業者選定基準に関すること
- ハ 提案書等の審査及び評価に関すること
- ニ 優秀提案者の選定に関すること
- ホ その他事業者の選定に関し必要な事項

（委員の責務）

第3 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、自己が所属する団体又は自己が従事する業務に直接間接を問わず利害関係のある事案については、その議事に参加することはできない。

3 委員は、直接間接を問わず、当該審査事案に関する入札に参加してはならない。

なお、委員が当該審査事案に関する入札に参加したことが判明したときは、委員会は委員が関与した応札者の入札を選考対象外とするものとする。

4 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、県及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(会議の公開等)

第4 会議の公開については、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）及び審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成17年4月1日施行）によるものとする。

(事務局)

第5 委員会の事務局は、総務部行政経営推進課及び事業担当課とする。

2 委員会の庶務は、総務部行政経営推進課において処理する。

3 事業担当課が委託した外部のアドバイザーは、事業担当課と同一の立場で委員会の事務局に参加する。

4 事務局員、アドバイザーその他委員会の場に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、県及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

民間資金等活用事業検討委員会条例

平成十九年三月二十日
宮城県条例第十四号

民間資金等活用事業検討委員会条例をここに公布する。

民間資金等活用事業検討委員会条例

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号。以下「法」という。)第五条第一項の規定による実施方針の策定、法第七条の規定による特定事業の選定及び法第八条第一項の規定による民間事業者の選定に関する重要事項を調査審議するため、宮城県民間資金等活用事業検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(平三〇条例七・一部改正)

(組織等)

第二条 委員会は、委員八人以内で組織する。

- 2 委員は、法第二条第二項に規定する特定事業に関し優れた識見を有する者、県の職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第三条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第四条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第六条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成三〇年条例第七号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 宮城県民間資金等活用事業検討委員会 会議の公開・非公開の決定について

- ◆ 審議会等は、第1回目の会議において、情報公開条例第19条の規定に基づき、以後の会議の全部又は一部を非公開とする旨を決定することができる。（審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱第4）

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）

（会議の公開）

第十九条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の三分の二以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- 一 非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- 二 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

- ◆ 審議会の公開方法は、以下のとおりである。（事務取扱要綱第5 ほか）
 - （1）希望者に会議の傍聴を認める。
 - （2）あらかじめ傍聴定員（10人以上）を定め、それに対応する傍聴席を設ける。
 - （3）原則として、傍聴席とは別に記者席を設ける。
 - （4）傍聴者及び記者に対しては、原則として会議資料と同様のものを配布する。
 - （5）傍聴要領を定めた上、秩序の維持に努めなければならない。
 - （6）報道機関の取材に対して配慮する。
 - （7）1回の会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、原則として非公開とする審議等の部分が終了してから公開する審議等の部分を行う。
 - （8）傍聴者が写真撮影、録画、録音等を行うことを認めるかどうかについては、当該審議会等の判断による。
- ◆ 委員会を公開とする場合に定める事項
 - イ 傍聴定員…10人以上としなければならない。
 - ロ 傍聴要領…P7 案のとおり。
 - ハ 会議の公開部分と非公開部分…議事の全てを公開とするか、一部非公開とするか。
 - ニ 傍聴者の写真撮影、録画、録音の可否

◆ 公開・非公開の方針（案）

- 本委員会では、下記＜本委員会における審議事項＞について審議を行うが、第2回目以降の審議については、本事業の意思形成過程や民間事業者のノウハウに関する情報等を取り扱うこととなり、民間事業者の事業活動に影響を及ぼす可能性があること、民間事業者の選定に当たり、選定の公正や円滑な執行に支障が生ずる可能性があることから、原則として非公開とする。
- なお、第2回目以降の非公開とした会議の議事概要は、民間事業者選定・公表後、当委員会の運営に支障がなくなった段階で公開する。

＜本委員会における審議事項（宮城県民間資金等活用事業検討委員会運営要領（案）抜粋）＞

（１）事業推進に関する事項	
イ	実施方針に関すること
ロ	特定事業の選定及びVFMの検証に関すること
ハ	募集要項，要求水準書，契約書等に関すること
ニ	その他事業に関し必要な事項
（２）事業者の選定に関する事項	
イ	事業者選定方式に関すること
ロ	事業者選定基準に関すること
ハ	提案書等の審査及び評価に関すること
ニ	優秀提案者の選定に関すること
ホ	その他事業者の選定に関し必要な事項

傍聴要領（案）

宮城県民間資金等活用事業検討委員会

1 傍聴する場合の手続

傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、委員長の指示に従ってください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議の支障となる行為をしないでください。

3 会議の秩序の維持

傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。